報道資料

【発信日】令和5年10月16日 【問合わせ先】

大野市役所(2階 26番窓口) 地域づくり部 防災防犯課 砂子・前田

電話 0779-64-4800 内線 2703

令和5年度 大野市総合防災訓練を実施

~大野市と地区住民、関係機関が協力して災害に備えて訓練を実施~

自然災害に備え、防災関係機関が協力して初動対応と応急対策を行うとともに、自主防災組織を中心とした住民の防災意識の向上及び避難行動要支援者の避難支援体制の醸成を図るため、総合防災訓練を下記のとおり実施しますので、当日の取材をよろしくお願いいたします。

記

- 1 日 時 10月22日(日) 午前8時30分から10時30分まで
- 2 場 所 阪谷小学校
- 3 災害想定 前日まで降り続いた雨で地盤が緩む中、震度6強の地震が発生する
- 4 主な内容
 - (1) 阪谷地区全域での住民避難訓練
 - (2) 阪谷地区の自主防災組織と消防団による土のう作成などの訓練実施
 - (3) 関係機関と連携した訓練実施

【参加関係機関】

福井県防災航空隊、大野警察署、大野市赤十字奉仕団、福井県エルピーガス協会奥越支部、 大野市管工事業協同組合、大野市社会福祉協議会、大野市ライオンズクラブ、九頭竜川ダム統合管理事務所、北陸電力送配電、一般財団法人福井県産業資源循環協会、福井県済生会聖和園

- ※一般財団法人福井県産業資源循環協会は初参加になります。
- 5 参加団体 別紙「令和5年度 大野市総合防災訓練実施計画」のとおり
- 6 その他・取材時の駐車場は裏面を参照ください。
 - ・雨天の場合は訓練内容を一部変更する場合があります。



令和5年度 大野市総合防災訓練実施計画

1 訓練目的

災害対策基本法及び大野市地域防災計画に基づき、自然災害に備え防災関係機関や地域 住民と一体となって相互連携協力し、応急対策が迅速かつ適切に行えるよう実践的な防災 訓練を実施する。また、地域住民の協力を得て訓練を行うことにより、住民の防災意識高 揚を図ることを目的とする。

2 重点項目

住民主体の訓練等による自助・共助の推進 訓練を通して職員の対応について確認を行う事で災害対応能力の向上

3 訓練日時及び会場

(1)日時:令和5年10月18日(水)から10月24日(火)のいずれかの1日で 6時30分から8時30分まで

会場:市役所

(2) 日時: 令和5年10月22日(日) 午前8時30分から10時30分まで

会場:阪谷小学校 ※市内全域で住民避難訓練を実施

4 災害想定

令和5年10月22日、停滞した前線の影響により前日まで降り続いた雨で地盤が緩む中、奥越地方を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し最大震度6強を観測する。 土砂災害危険区域周辺地域において、地震によるがけ崩れ、土石流等が多数発生するとともに、市内では道路の寸断、建物の倒壊、通信、電気及び水道などのライフラインや公共施設に甚大な被害が発生した。

5 訓練機関及び訓練種目

- (1) 市役所会場
 - ①大野市
 - ・職員参集訓練(全職員)
 - ・災害対策本部設置、運営訓練(本部員、本部付員、秘書広報室長、本部班)
- (2) 阪谷小学校会場
 - ①大野市
 - ・避難所開設・運営職員、施設管理者:避難所設置運営訓練

· 広報班: 災害記録撮影

·建設班:障害物除去訓練

・民生班(福祉):炊き出し訓練

· 給水班: 仮設水道設置訓練

・環境班:災害廃棄物仮置場設置訓練

・受援班:災害ボランティアセンター設置運営訓練

・総務班:コールセンター設置訓練

②大野市消防本部、大野市消防团

- ・被害状況調査訓練
- ・住民避難広報訓練
- ・土砂災害救出訓練
- ・土のう作成訓練
- ・避難所運営補助訓練
- ③福井県防災航空隊
 - ・救出救助訓練
- ④大野警察署
 - ・防犯パトロール
- ⑤大野市赤十字奉仕団
 - ・炊き出し訓練
- ⑥福井県エルピーガス協会奥越支部
 - ・応急燃料搬送及び設置訓練
- ⑦大野市管工事協同組合
 - ・仮設水道設置訓練
- ⑧大野市社会福祉協議会、ライオンズクラブ
 - ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ⑨九頭竜川ダム統合管理事務所
 - ・映像伝送訓練
- ⑩北陸電力送配電
 - ・電力復旧訓練
- ①一般社団法人福井県産業資源循環協会
 - ・災害廃棄物仮置場設置訓練
- 12福井県済生会聖和園
 - ·福祉避難所開設運営訓練
- ③自主防災組織、住民
 - ・住民避難訓練
 - ・土砂災害救出訓練
 - ・土のう作成訓練
 - ・小型ポンプ放水訓練
- 6 展示及び体験コーナー
 - ・避難所資器材展示及び体験
 - ・大野市赤十字奉仕団による非常食セット作り体験等
 - ・災害時に役立つ体験コーナー

7 訓練中止基準

- (1) 地域防災計画に基づき、各種災害において警戒配置以上が確立されたとき。
- (2)上記以外の諸状況により、開催を中止すべきと市長が判断したとき。気象警報発令など荒天時は中止する(訓練当日午前6時30分に決定)

8 その他

雨天の場合には、各参加機関と協議し内容を一部変更する場合があります。